

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成 25 年度福井県公共工事入札監視委員会（第 1 回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 12 日（水） 9:30 ～ 11:30
- 2 場 所 県庁 3 階 第 4 委員会室
- 3 出席委員 金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順） ※荒井委員欠席

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 会議概要

- (1) 入札および契約に係る制度の運用について（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）
 - ・契約件数、落札率の状況について説明
 - ・指名停止の運用状況について説明
 - ・総合評価落札方式の実施状況について説明
 - ・低入札価格調査の状況について説明

Q No. 2 の指名停止について、現場代理人が配置できないことを理由に契約締結を辞退したためとの説明であったが、例えば配置予定の現場代理人が急病で配置できなくなったような場合であっても指名停止となるのか。

A 理由の如何を問わず、落札決定後の辞退については指名停止となる。

Q 低入札価格調査の対象となった工事に係る工事成績の平均点が 79.2 とのことだが、このことについてどのように評価しているか。

A 平成 24 年度の全工事の平均点が 75 点前後であることから考えて、低入札価格調査の対象となった工事であっても、工事品質は十分に確保されていると考えられる。これは、一般的に調査基準価格を下回る低入札で受注した場合、工事品質の確保に懸念があることから、低入札価格調査を厳格に行うとともに施工体制点検を重点的に行っている結果であると考えられる。

(2) 抽出事案審議（事前に川上委員が抽出）

ア 広域河川改修工事その 5 工事

Q この工事は平成 25 年 3 月 19 日開札であるが、入札公告では工期が平成 25 年 3 月 29 日までとなっており、スケジュールの設定に無理があったのではないか。

A 入札公告において、繰越予算に関する承認が得られたときは工期を 130 日間に変更するとしている。3 月 4 日の公告時点ではまだ承認されていなかったが、3 月 19 日に承認されてお

り、工期は十分に確保されている。

イ 和田港海岸海岸環境整備事業（地域自主戦略交付金）和田 24-3

Q 総合評価落札方式で行った結果、価格順位 3 位の業者が評価値で 1 位となり落札者となっているが、評価値が高かった理由は何か。

A 他の入札参加者と比較して、地域精通度および工事成績の技術評価点が高かったため。

ウ 港湾施設改良費統合補助事業（防災・安全交付金）その 3 工事

Q 入札結果をみると失格になった業者が多いが、どのような理由が考えられるか。

A 設計額に占める材料費の割合が高い工事であり、見積り額に差がつきにくいためではないかと考えられる。

エ 平成 24 年度農道保全対策事業若狭 2 期地区第 9 号工事

Q 最低制限価格に近い金額で落札しているが、落札業者の採算が悪化しないよう、一般管理費の見直しなどが必要ではないか。

A 最低制限価格の算定における一般管理費の算入率を 6 月 10 日から引き上げている。

オ 漁港防災対策支援事業

Q 入札公告中、入札に参加する者に必要な資格として記載のある「主たる営業所」とは何を指すか。

A 建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所のことをいい、いわゆる本店のことを指す。

(3) 談合その他の不正行為に関する事項について

- ・期間中に談合情報等が 5 件あり、そのうち、談合の事実があったとは認められなかったものが 1 件、談合の疑いが強いと認められたものが 4 件あったことを報告

Q 入札を無効とした工事は再度入札を行ったか。

A 改めて設計を行い、本年 5 月に入札を再度実施した。

Q 談合情報を公正取引委員会と福井県警察本部へ通報した後の対応はどうなるのか。

A 談合による逮捕や排除勧告があれば、その時点で指名停止措置を行うことになる。

(4) その他

平成 24 年度第 4 回の委員会において委員から提案のあった入札制度の検討のため、建設業の現状と本県の入札制度改正の経緯を事務局より説明